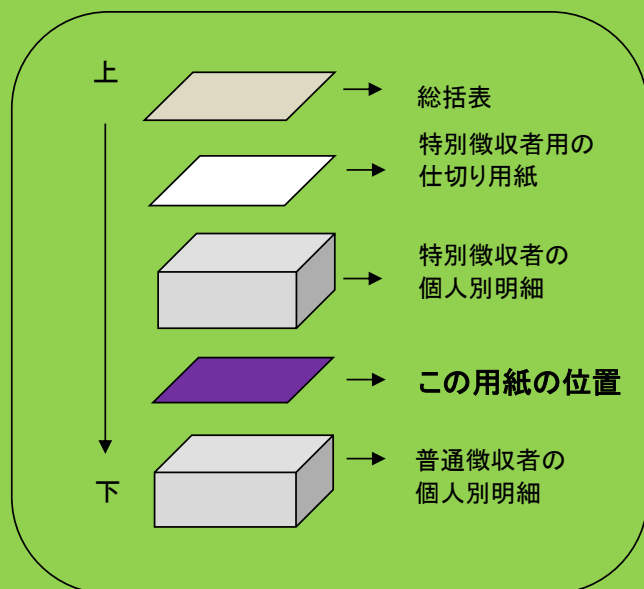


普通徴収分



退職者などで住民税の特別徴収ができない方、および貴事業所以外で特別徴収を行う方の給与支払報告書(個人別明細書)を、この用紙以降に綴じて提出してください。



特別徴収分



貴事業所にて住民税の特別徴収(給与天引き)ができる方の給与支払報告書(個人別明細書)を、この用紙以降に綴じて提出してください。

